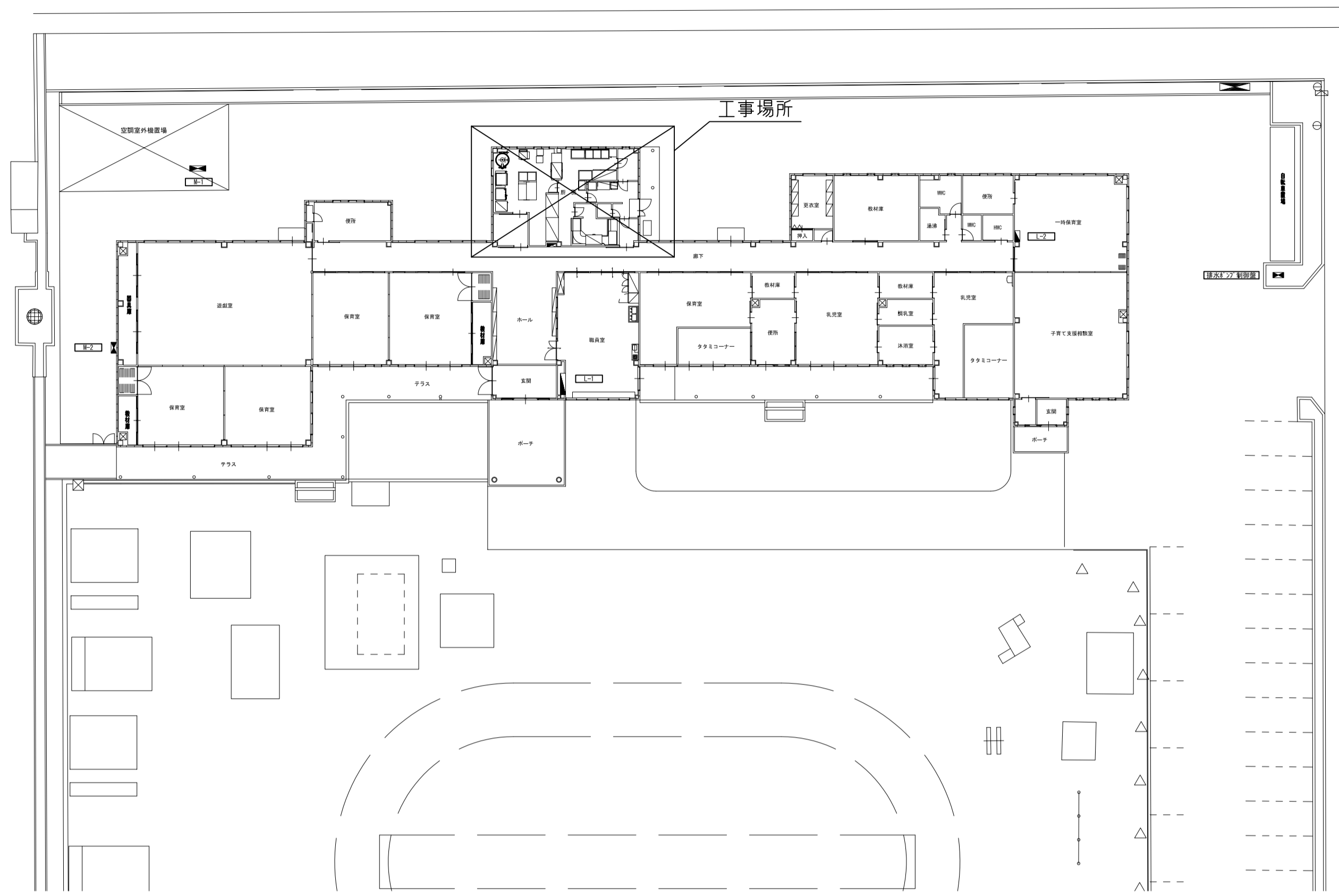
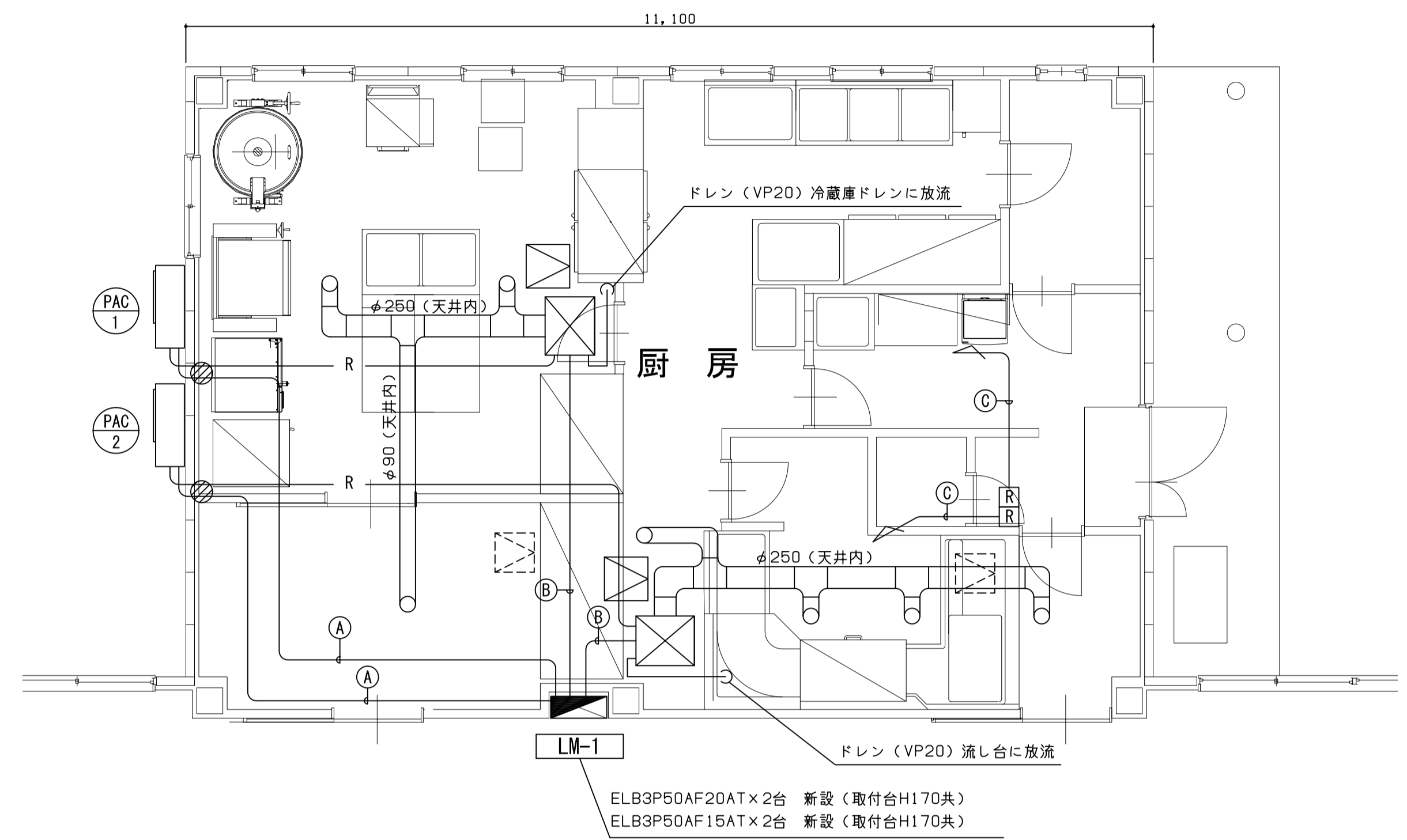


機械設備工事特記仕様書				項目	特記事項	種目	適用	項目	特記事項	種目	適用	項目	特記事項		
工 事 概 要	工事名称			びわ認定こども園調理室空調設備増設工事											
	工事場所			長浜市八木浜町											
	工事期間			契約締結日の翌日より90日間											
	工事概要説明			スポットエアコン2台の設置工事											
	* 該当工事には適用欄に○印を附す。														
	適用	No	工事種目	工種	備考										
		1	受水設備												
		2	給水設備												
		3	排水通気設備												
		4	衛生器具設備												
		5	ガス設備												
		6	消火設備												
		7	給湯設備												
		8	屎尿浄化槽設備												
		9	換気設備												
	10	排煙設備													
	11	暖房設備													
	12	冷房設備													
	13	空調調和設備	○	スポットエアコン2台の設置工事											
機 械 設 備 工 事 仕 様 書	1. 図面及び仕様書に記載されていない事項は、すべて、国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書、公共建築設備工事標準図の最新版による。														
	2. 項目は、*印の付いたものを適用する。														
	No	名称	構造	床面積(m ²)		延面積(m ²)		備考							
				1階	2階										
	1														
	2														
	3														
	4														
	5														
	計														
	別添工事														
	1. 図面及び仕様書に記載されていない事項は、すべて、国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書、公共建築設備工事標準図の最新版による。														
	2. 項目は、*印の付いたものを適用する。														
	建 物 概 要	1. 図面及び仕様書に記載されていない事項は、すべて、国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書、公共建築設備工事標準図の最新版による。													
		2. 項目は、*印の付いたものを適用する。													
No		名称	構造	床面積(m ²)		延面積(m ²)		備考							
				1階	2階										
1															
2															
3															
4															
5															
計															
項目															
特記事項															
適用項目															
一般共通事項の扱いは、*印を付したものを適用する。															
*1		施工基準	イ 本工事は、工事請負契約書及び同約款を遵守し、本特記仕様書、図面及び共用により完全に施工する。 なお、上記相互間に相違のある場合は優先順位は記載の順序とする。 ロ 必要関係諸官庁への申請手続き等は、全て請負人の負担とする。 ハ 本工事は工事の大要を示すものであるから、詳細位置等については監督職員と打合せの上、その指示に従い施工する。 ニ その他関係諸法規に基づき完全に施工する。 国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修公共建築工事標準仕様書(最新版)に準ずる 施工に際し、施工手引き書である機械設備工事施工チェックシートに従う。												
*2	2 監理指針	竣工時に完成図を作成し、2部製本の上、提出する。(CADデータ共)													
*3	3 施工監理	状況に応じた													
*4	4 完成図	竣工時に完成図を作成し、2部製本の上、提出する。(CADデータ共)													
*5	5 工事写真	状況に応じた													
*6	6 技術管理	完成写真の撮影場所は監督職員の指示による。工事写真は全て工事写真帳に貼付提出する。 写真撮影は、国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修「工事写真の取り扱い」に準ずる。 請負人は、建設業法で定める専任の技術者の任命を行い、現場に派遣し、技術管理に当たると共に建築主体工事、電気設備工事、その他関連工事についてその施工者と密な連絡をとり工事支障なき様施工する。													
*7	7 下請業者	各種下請業者、機器材料等関係(供給できるものについては、雇市内業者、市産品を選定することとし、製品等は特記されたものまたは同等品以上とする。ただし、同等品以上とする場合は、監督職員の承諾を受ける。													
*8	8 技術士	適用工事種別 ・ 配管施工: 1級 ・ 熱絶縁施工: 1級 ・ 冷凍・空気調和機施工: 1級 ・ 建築板金施工													
*9	9 検査合格等	各種検査を必要とするもの、責任施工のもの等は、各合格書または保証書及びその写し各一部を提出すること。なお、責任施工のものは、請負契約書、施工下請業者、材料製造所連名書とする。 コンクリート部分の梁・壁・床の貫通部補強及び住上部分の軽量鉄骨天井下地、同壁下地の開口部補強は建築工事とするも事前に施工図を作成し、監督職員、工事業者承認の上とする。													
*11	11 既存設備関係	施工に際し、既設内容、取合いをよく調査すると共に既存施設の担当者と十分協議を行い、その機能を低下せしめてはならない。													
*12	12 公害対策	工事着手前に付近の状況を調査し、公害対策は工事竣工まで講ずること。 請負人は、建設副産物適正処理推進法を遵守し、建設副産物の発生を抑制および再利用の促進に努めること。													
*14	14 産業廃棄物の処理等	請負人は、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、マニフェストシステムにより的確に実施することとし、事前に監督職員に施工計画書を提出し、承諾を得ること。													
*15	15 発生材の処理	引渡を要するもの:													
*16	16 保険等	請負人は、工事目的物に付する工事保険や労働災害保険及び第三者への対人賠償、対物賠償の損害を保証できる保険に加入し、その証書の写しを監督員に提出すること。 また、工事中に万一事故が発生した場合は、速やかに監督員に連絡すること。 規模 ・ 1号 ・ 2号 ・ 3号 ・ 4号 ・ 5号 ・ 設けなし													
*17	17 監督職員事務所	工事現場の出入りについては、危険防止に努めること。又、必要に応じて交通整理員を配置すると共に、近隣家庭に騒音、振動等公害発生を防止し、全般に支障なき様万全の策を講ずること。 また、施設運営についても、担当者と協議を行い支障なき様万全の策を講ずること。 労働安全衛生法第30条第2項の統括安全衛生管理義務者には、(建築工事 電気設備工事 機械設備工事)の請負人を指名する。													
*19	19 統括安全衛生管理義務者	引渡を要するもの:													
一 般 共 通 事 項	項目														
	特記事項														
	適用項目														
	一般共通事項の扱いは、*印を付したものを適用する。														
	*1	施工基準	イ 本工事は、工事請負契約書及び同約款を遵守し、本特記仕様書、図面及び共用により完全に施工する。 なお、上記相互間に相違のある場合は優先順位は記載の順序とする。 ロ 必要関係諸官庁への申請手続き等は、全て請負人の負担とする。 ハ 本工事は工事の大要を示すものであるから、詳細位置等については監督職員と打合せの上、その指示に従い施工する。 ニ その他関係諸法規に基づき完全に施工する。 国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修公共建築工事標準仕様書(最新版)に準ずる 施工に際し、施工手引き書である機械設備工事施工チェックシートに従う。												
	*2	2 監理指針	竣工時に完成図を作成し、2部製本の上、提出する。(CADデータ共)												
	*3	3 施工監理	状況に応じた												
	*4	4 完成図	竣工時に完成図を作成し、2部製本の上、提出する。(CADデータ共)												
	*5	5 工事写真	状況に応じた												
	*6	6 技術管理	完成写真の撮影場所は監督職員の指示による。工事写真は全て工事写真帳に貼付提出する。 写真撮影は、国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修「工事写真の取り扱い」に準ずる。 請負人は、建設業法で定める専任の技術者の任命を行い、現場に派遣し、技術管理に当たると共に建築主体工事、電気設備工事、その他関連工事についてその施工者と密な連絡をとり工事支障なき様施工する。												
	*7	7 下請業者	各種下請業者、機器材料等関係(供給できるものについては、雇市内業者、市産品を選定することとし、製品等は特記されたものまたは同等品以上とする。ただし、同等品以上とする場合は、監督職員の承諾を受ける。												
	*8	8 技術士	適用工事種別 ・ 配管施工: 1級 ・ 熱絶縁施工: 1級 ・ 冷凍・空気調和機施工: 1級 ・ 建築板金施工												
	*9	9 検査合格等	各種検査を必要とするもの、責任施工のもの等は、各合格書または保証書及びその写し各一部を提出すること。なお、責任施工のものは、請負契約書、施工下請業者、材料製造所連名書とする。 コンクリート部分の梁・壁・床の貫通部補強及び住上部分の軽量鉄骨天井下地、同壁下地の開口部補強は建築工事とするも事前に施工図を作成し、監督職員、工事業者承認の上とする。												
	*11	11 既存設備関係	施工に際し、既設内容、取合いをよく調査すると共に既存施設の担当者と十分協議を行い、その機能を低下せしめてはならない。												
	*12	12 公害対策	工事着手前に付近の状況を調査し、公害対策は工事竣工まで講ずること。 請負人は、建設副産物適正処理推進法を遵守し、建設副産物の発生を抑制および再利用の促進に努めること。												
*14	14 産業廃棄物の処理等	請負人は、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、マニフェストシステムにより的確に実施することとし、事前に監督職員に施工計画書を提出し、承諾を得ること。													
*15	15 発生材の処理	引渡を要するもの:													
*16	16 保険等	請負人は、工事目的物に付する工事保険や労働災害保険及び第三者への対人賠償、対物賠償の損害を保証できる保険に加入し、その証書の写しを監督員に提出すること。 また、工事中に万一事故が発生した場合は、速やかに監督員に連絡すること。 規模 ・ 1号 ・ 2号 ・ 3号 ・ 4号 ・ 5号 ・ 設けなし													
*17	17 監督職員事務所	工事現場の出入りについては、危険防止に努めること。又、必要に応じて交通整理員を配置すると共に、近隣家庭に騒音、振動等公害発生を防止し、全般に支障なき様万全の策を講ずること。 また、施設運営についても、担当者と協議を行い支障なき様万全の策を講ずること。 労働安全衛生法第30条第2項の統括安全衛生管理義務者には、(建築工事 電気設備工事 機械設備工事)の請負人を指名する。													
*19	19 統括安全衛生管理義務者	引渡を要するもの:													
機 械 設 備 工 事 仕 様 書	1. 図面及び仕様書に記載されていない事項は、すべて、国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書、公共建築設備工事標準図の最新版による。														
	2. 項目は、*印の付いたものを適用する。														
	No	名称	構造	床面積(m ²)		延面積(m ²)		備考							
				1階	2階										
	1														
	2														
	3														
	4														
	5														
	計														
	別添工事														
	1. 図面及び仕様書に記載されていない事項は、すべて、国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書、公共建築設備工事標準図の最新版による。														
	2. 項目は、*印の付いたものを適用する。														
	建 物 概 要	1. 図面及び仕様書に記載されていない事項は、すべて、国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書、公共建築設備工事標準図の最新版による。													
		2. 項目は、*印の付いたものを適用する。													
No		名称	構造	床面積(m ²)		延面積(m ²)		備考							
				1階	2階										
1															
2															
3															
4															
5															
計															
別添工事															
1. 図面及び仕様書に記載されていない事項は、すべて、国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書、公共建築設備工事標準図の最新版による。															
2. 項目は、*印の付いたものを適用する。															
機 械 設 備 工 事 仕 様 書		1. 図面及び仕様書に記載されていない事項は、すべて、国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書、公共建築設備工事標準図の最新版による。													
		2. 項目は、*印の付いたものを適用する。													
	No	名称	構造	床面積(m ²)		延面積(m ²)		備考							
				1階	2階										
	1														
	2														
	3														
	4														
	5														
	計														
	別添工事														
	1. 図面及び仕様書に記載されていない事項は、すべて、国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書、公共建築設備工事標準図の最新版による。														
	2. 項目は、*印の付いたものを適用する。														
	機 械 設 備 工 事 仕 様 書	1. 図面及び仕様書に記載されていない事項は、すべて、国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書、公共建築設備工事標準図の最新版による。													
		2. 項目は、*印の付いたものを適用する。													
No		名称	構造	床面積(m ²)		延面積(m ²)		備考							
				1階	2階										
1															
2															
3															
4															
5															
計															
別添工事															
1. 図面及び仕様書に記載されていない事項は、すべて、国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書、公共建築設備工事標準図の最新版による。															
2. 項目は、*印の付いたものを適用する。															
機 械 設 備 工 事 仕 様 書		1. 図面及び仕様書に記載されていない事項は、すべて、国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書、公共建築設備工事標準図の最新版による。													
		2. 項目は、*印の付いたものを適用する。													
	No	名称	構造	床面積(m ²)		延面積(m ²)		備考							
				1階	2階										
	1														
	2														
	3														
	4														
	5														
	計														
	別添工事														
	1. 図面及び仕様書に記載されていない事項は、すべて、国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書、公共建築設備工事標準図の最新版による。														
	2. 項目は、*印の付いたものを適用する。														
	機 械 設 備 工 事 仕 様 書	1. 図面及び仕様書に記載されていない事項は、すべて、国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書、公共建築設備工事標準図の最新版による。													
		2. 項目は、*印の付いたものを適用する。													
No		名称	構造	床面積(m ²)		延面積(m ²)		備考							
				1階	2階										
1															
2															
3															
4															
5															
計															
別添工事															
1. 図面及び仕様書に記載されていない事項は、すべて、国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書、公共建築設備工事標準図の最新版による。															
2. 項目は、*印の付いたものを適用する。															
機 械 設 備 工 事 仕 様 書		1. 図面及び仕様書に記載されていない事項は、すべて、国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書、公共建築設備工事標準図の最新版による。													
		2. 項目は、*印の付いたものを適用する。													
	No	名称	構造	床面積(m ²)		延面積(m ²)		備考							
				1階	2階										
	1														
	2														
	3														
	4														
	5														
	計														
	別添工事														
	1. 図面及び仕様書に記載されていない事項は、すべて、国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書、公共建築設備工事標準図の最新版による。														
	2. 項目は、*印の付いたものを適用する。														
	機 械 設 備 工 事 仕 様 書	1. 図面及び仕様書に記載されていない事項は、すべて、国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書、公共建築設備工事標準図の最新版による。													
		2. 項目は、*印の付いたものを適用する。													
No		名称	構造	床面積(m ²)		延面積(m ²)		備考							
				1階	2階										
1															
2															
3															
4															
5															
計															
別添工事															
1. 図面及び仕様書に記載されていない事項は、すべて、国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書、公共建築設備工事標準図の最新版による。															
2. 項目は、*印の付いたものを適用する。															
機 械 設 備 工 事 仕 様 書		1. 図面及び仕様書に記載されていない事項は、すべて、国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書、公共建築設備工事標準図の最新版による。													
		2. 項目は、*印の付いたものを適用する。													
	No	名称	構造	床面積(m ²)		延面積(m ²)		備考							
				1階	2階										
	1														
	2														
	3														
	4														
	5														
	計														
	別添工事														
	1. 図面及び仕様書に記載されていない事項は、すべて、国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書、公共建築設備工事標準図の最新版による。														
	2. 項目は、*印の付いたものを適用する。														
	機 械 設 備 工 事 仕 様 書	1. 図面及び仕様書に記載されていない事項は、すべて、国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書、公共建築設備工事標準図の最新版による。													
		2. 項目は、*印の付いたものを適用する。													
No		名称	構造	床面積(m ²)		延面積(m ²)		備考							
				1階	2階										
1															
2															
3															
4															
5															
計															
別添工事															
1. 図面及び仕様書に記載されていない事項は、すべて、国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書、公共建築設備工事標準図の最新版による。															
2. 項目は、*印の付いたものを適用する。															
機 械 設 備 工 事 仕 様 書		1. 図面及び仕様書に記載されていない事項は、すべて、国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書、公共建築設備工事標準図の最新版による。													
		2. 項目は、*印の付いたものを適用する。													
	No	名称	構造	床面積(m ²)		延面積(m ²)		備考							



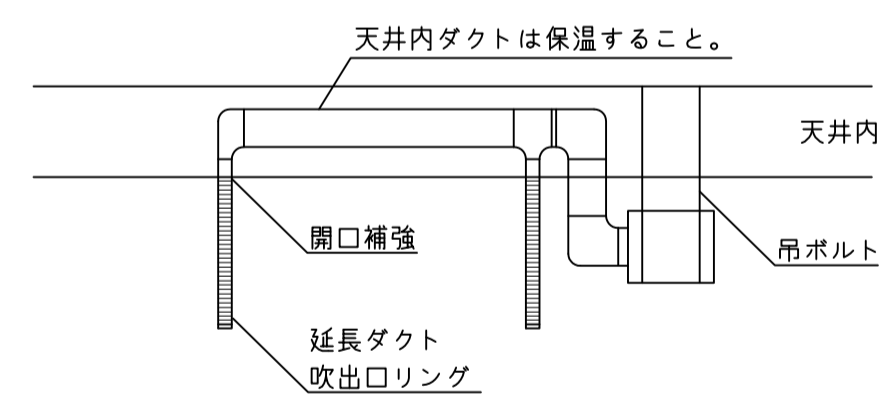
配置図 1/300 (A3: 1/600)



平面図 (改修) 1/50 (A3: 1/100)

機器表 (新設)

記号	名称	仕様	電気容量			台数	設置場所	備考
			容量 (kW)	相 (φ)	電圧 (V)			
PAC-1	スポットエアコン	天井スプリット型	2.88	3	200	2	屋外	室外機は壁面置台にて設置すること。
PAC-2		冷房能力: 9.0kW					厨房	置台参考品番: PC-KJ60
		圧縮機電動機出力: 1.5kW						室内機取付に際し、下記既設機器の移設を見込むこと。
		冷媒配管: 液φ9.5/ガスφ15.9						埋込スピーカー1台、直付蛍光灯 (40W*2) 1台
		冷媒: R410A						【参考品番】
		付属品: ワイヤードリモコン						三菱電機製
		吹出口リング、フサギカバー、延長ダクト						MDC-90LB-ST PAC-SS31RG PAC-SS75CP PAC-298ED、PAC-299ED



参考断面図 1/50 (A3: 1/100)

凡例 (電気)

記号	ケーブル・配管	用途
(A)	EM-CE3.5sq-4C 1E 天井コック+GP16	PAC室外機
(B)	EM-CE2.0sq-4C 1E 天井コック	PAC室内機
(C)	EM-CEE1.25-2C	天井コック

凡例

記号	名称	備考
(R)	リモコンスイッチ	
—R—	冷媒配管 φ9.5/φ15.9	保温付被覆銅管 (国土交通省仕様)
□	既設天井点検口	
□	新設天井点検口	アルミ450口
○	壁貫通	

注記

冷媒配管は施工後、気密試験を行い、試験結果と共に成績書を提出すること。
 天井内ダクトは保温すること。
 新設ダクト吹出口は既設天井材を開口補強し施工すること。
 室内機の支持は既存躯体から吊ボルトにて堅固に取付けること。
 吊ボルトの長さが1.5m以上の場合は、鋼材にて振れ止め対策を行うこと。
 屋外露出配管部はSUS鋼板ラッキング仕上げとする。
 内外連絡線 (EM-EEF1.6-3C E1.6) は冷媒配管共巻きとすること。